

炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板  
又はインゴット、ブールその他のプリフォーム

輸出令別表第1の7の項(22)、省令第6条第二十二号

パラメータシート  
様式：6-22  
GISTEC 2009.10.1

貨物名： \_\_\_\_\_  
メーカー名： \_\_\_\_\_  
型及び銘柄： \_\_\_\_\_

質問事項	回答		備考
次のいずれかの基板又はインゴット、ブールその他のプリフォームか？（*） 炭化けい素(SiC) 窒化ガリウム(GaN) 窒化アルミニウム(AIN) 窒化アルミニウムガリウム (AlGaN)  （*）：半導体素子の材料となりえないものについてはその形状を問わず対象には含まれない。	<input type="checkbox"/> いいえ ( ) ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい ( ) ↓	
上記基板であって、次のいずれかのエピタキシャル層を少なくとも1層以上有するものか？ 炭化けい素(SiC) 窒化ガリウム(GaN) 窒化アルミニウム(AIN) 窒化アルミニウムガリウム (AlGaN)	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ( ) ↓	
20°Cにおける電気抵抗率が 10,000 オームセンチメートルを超えるものか？	<input type="checkbox"/> いいえ 電気抵抗率 ( _____ Ω cm) ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">はい</span> 電気抵抗率 ( _____ Ω cm) ←判定結果へ	
判定結果	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	
該当項番	① 輸出令別表第1の7の項(22) ② 貨物等省令の条項等の番号等 省令第6条第二十二号		

(注1) 回答の下欄の ( ) 内に記入する数値は、設計値、カタログ又は仕様書等の数値を記入する。  
 なお、前述の数値を記入できない場合は、実測値もしくは測定値を記入する。  
 (注2) 回答欄右欄の「 はい」にチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上のとおり相違ありません。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会社名 \_\_\_\_\_

所属・役職 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 ( ) \_\_\_\_\_